

鶴岡市立渡前小学校
いじめ防止基本方針

令和6年度 鶴岡市立渡前小学校
(R6, 4, 1 改訂版)

目次

◇ はじめに	1
I いじめの問題に対する基本的な考え方	
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 渡前小いじめ防止基本方針策定の目的	2
3 用語の定義	2
4 関係者の役割・基本姿勢	3
(1) 教職員の役割・基本姿勢	3
(2) 保護者の役割・基本姿勢	4
(3) 子どもたちの役割・基本姿勢	4
5 いじめ問題等への組織的対応と関係機関との連携	5
(1) 渡前小いじめ防止対策委員会	5
(2) 渡前小いじめ問題対応委員会（重大事故発生時の対応委員会）	5
(3) 関係機関との連携	5
II いじめ防止等の基本的な取り組み	
1 未然防止の取り組み	6
(1) 児童理解に基づくきめ細やかな教育の推進	6
(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	6
(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	7
(4) 児童会の主体的な活動の推進	7
(5) 教員等の資質能力の向上	7
(6) P T A組織を生かした取り組みの推進	7
2 早期発見への取り組み	8
(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応	8
(2) 相談窓口などの組織体制	9
3 いじめに対する措置（早期対応・組織対応）	9
(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談	9
(2) 発見・通報を受けての組織的な対応	9
(3) 被害者への対応及び保護者への支援	9
(4) 加害者児童及びその保護者への対応	9
(5) 集団へのはたらきかけ	10

Ⅲ ネット上のいじめへの対応	
1 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	10
(1) 教科活動等における児童に対する指導の充実	10
(2) 児童及び保護者に対する啓発	10
(3) 教員の指導力の向上	10
2 家庭・地域・PTAとの連携	10
3 早期発見・早期対応	11
(1) 早期発見への取り組み	11
(2) 早期対応への取り組み	11
Ⅳ 重大事態への対応	
1 調査組織の設置と調査の実施	12
* 組織の構成	12
* 重大事態対応フロー図	12
Ⅴ 学校の取り組みに対する検証・見直し	
1 PDCAでの活動の見直し	13
* 渡前小学校いじめ防止関係活動 年間計画（注釈）	13
2 学校評価アンケートを通して	13
3 教員評価を通して	13
Ⅵ その他	13
◇ 渡前小学校のいじめ防止関係活動 年間計画	14

鶴岡市立渡前小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが保護者、そしてそれに関わる我々教師の願いである。学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのち」の教育を大切にを進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、どこでも起こり得るという危機意識をもたなければならない。

大人の責任として、子どもたちに対し、いじめは、命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであることを教え、いじめは、人として恥ずべきものであることを深く認識させなければならない。

学校においては、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、誰でも加害者や被害者になり得ること、いじめは、どこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、教職員が一致協力し、積極的にいじめ防止に取り組むことが求められる。

いじめは決して許されることではないが、子どもは、遊びや共に生活する中でもめごとや喧嘩を通して人との正しい関わり方を身に付けるものであり、人間関係を形成していく発達段階において、このようなことを経験することは大切なことである。すべてのめごとや喧嘩に対して、大人が直接介入してしまえば、子どもの健全な成長の機会を損なってしまう場合も考えられる。めごとや喧嘩といった様々な経験の中から、「他者への思いやり」や「庄内論語」で取り上げている「義を見て為（せ）さざるは、勇（よう）無きなり」ということを子ども自らが学んでいくことも必要である。

しかし、同じように見える言動であっても、それは、めごとや喧嘩であったり、あるいはいじめであったりすることが考えられる。また、からかいや軽くぶつかることについても、小学校低学年と高学年では意味合いが違ってくる。教職員や周りの大人は、子どもの発達段階とその状況をしっかりと見極めながら、個々のケースに応じた適切な対応や指導をしなければならない。

鶴岡市の子どもたちが、適切な見守りと支援のもと温室育ちではなく、「逞しく、優しく、賢い」子どもたちに育ってくれることを切に願っている。そのためにも、学校、PTA、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりと、いじめの早期発見、即時対応の体制づくりが必要である。

このため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行、以下、「法」という。）及び「鶴岡市いじめ防止対策の推進に関する条例」（平成26年9月施行、以下、「条例」という。）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）及び「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月策定）を踏まえ、本校においても、いじめの根絶に向けた学校・家庭・地域の気運を高め、それらが、それぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していくために本方針を策定するものである。

鶴岡市立渡前小学校

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校では、次に掲げる基本理念のもと、かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくこと、また、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域、及び関係機関が、互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

- (1) いじめが全ての子どもたちに関係する問題であることから、いじめはどの子どもにも起こり得るという認識のもと、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) 全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高める。
- (3) いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、保護者、地域等がそれぞれの役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組む。
- (4) いじめのない学校や地域を実現するために、学校、保護者、地域及び関係機関が、主体的かつ相互に協力しながら活動し、子どもが、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 本校のいじめ防止基本方針策定の目的

本校では、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、全職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とし、法の趣旨を踏まえ、国及び県、市の基本方針を参考に、渡前小学校いじめ防止基本方針（以下、「本校基本方針」という。）を策定する。

3 用語の定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本校ではこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- (2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツ少年団等、当該児童が関わっている仲間や集団等、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (4) 「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- (6) 例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (7) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- (8) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

- (9) 「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

4 関係者の役割・基本姿勢

(1) 教職員の役割・基本姿勢

- ① いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ② 日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。
- ③ 担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・ 達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくり
 - ・ 教師と子供、子供と子供の間、心のつながりのある関係（リレーション）づくり

④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

- ・ 基礎的・基本的事項の確実な習得
- ・ 主体的に取り組むことができる課題づくり
- ・ 仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
- ・ 学びを振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる授業づくり
- ・ 特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- ③ 子どもに「培いたい力」と「方策」を以下に示す。

(培いたい力)

- ・ 相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
- ・ 周囲の状況を自分のこととして考え対応する「状況への応答力」
- ・ 観衆や傍観者にならない「平等、寛容、民主的な判断・対応力」
- ・ 助けを求めたり、相談したりできる「援助希求力」
- ・ ストレスを生きるエネルギーに変える「対処力」
- ・ 自己有用感、自己肯定感など

(そのための方策)

- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・ 総合的な学習の時間の充実
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・ 一人一人が活躍できる集団づくり
- ・ 他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
- ・ 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- ・ 社会参画活動の推進

5 いじめ問題防止等への組織的対応と関係機関との連携

学校は、法第22条と法第28条に基づき、複数の教職員並びに保護者や地域の代表の方々等によって構成される「渡前小いじめ防止対策委員会」及び、教育委員会と連携し構成される「渡前小いじめ問題対応委員会」を組織する。

(1) 「渡前小いじめ防止対策委員会」

- ① 表記委員会は、校長・教頭・教務主任・生き方（生徒）指導部長・学び方（学習）指導部長・養護教諭並びに、校外関係者であるPTA会長・地区民生児童委員代表等で組織し、いじめ防止に向けての未然防止等関わる取組を実施していく。
- ② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取り組みを行う。
 - ア) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
 - イ) いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - ウ) いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録
 - エ) いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応
 - オ) その他、
 - ・児童会活動等、児童の主体的な取り組みを積極的に構築する。
 - ・家庭・地域との積極的な連携を進める。

(2) 「渡前小いじめ問題対応委員会（重大事態発生時の対応委員会）」

- ① 学校において、校長が、重大事態が発生したものと判断した場合に、問題対応、調査に当たる組織として、①にあげた委員に加えて、発生該当学年の担任及び、PTA三役並びに地域の代表である自治振興会会長、さらに市教育委員会より人員の派遣（必要に応じてスクールカウンセラーや警察関係者等も加え）を受け設置・対応を図る。

「学校いじめ問題対応委員会」の役割は、教育委員会と連携し、

 - ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
 - イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
 - ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し、当該児童生徒及び保護者に対して情報を提供する。

(3) 関係機関との連携

- ① 県教育センターの「24時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口の活用、庄内教育事務所の「いじめ解決支援チーム」への支援、並びに、鶴岡市教育相談センターの相談窓口の活用や担当指導主事の連携を図り、下記の項目等への対応を迅速に図っていく。
 - ア) 個別検査の実施に関すること
 - イ) いじめ等の問題に関する相談対応
 - ウ) 関係機関との連携の調整（警察、児童相談所、鶴岡市子ども家庭支援センター等）
 - エ) 相談窓口の提供
 - オ) いじめ対策等に関わる関係資料、情報の提供
 - カ) 研修会等への指導主事の派遣 等
- ② 地域内の小中学校との情報交換を密にし、事実の早期発見や早期対応に努めていく。それら連携の場として、校長会・教頭会の会議はもとより、生徒指導担当者会などの情報交換の場も効果的に活用していく。

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取り組み

1 未然防止の取り組み

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 児童理解の努力と工夫

児童理解のために、全職員共通理解のもと下記のことについて努力・工夫する。

ア) 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていくこと。

イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体のようすを把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図ること。

ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について、情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努めること。

エ) 学校の設置者や、PTA、地域等と連携し、ネットいじめに関する研修会や資料の配付等を通して、児童のネット上のいじめの抑止力につなげること。

オ) 気になる児童の情報等については、担任が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校組織として対応できる体制を整えておくこと。

カ) 管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

これらの努力・工夫により、個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで、児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

② 個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、児童一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

さらに、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、「鶴岡市子ども像指導資料集」や「親子で楽しむ庄内論語」、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、小学校における重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

① 各学年段階における系統的な「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。さらに、本校の特色ある教育活動である「体験的な活動を通じた地域の人とのつながりや友だち同士との助け合いやつながり、さらにヤギ等の動物の世話を通したいのちの尊さの学習」を通して、子どものこころ育ちを支援していく。

※ 参考：「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）

※ 参考：「ヤギ飼育を介した年間指導計画」（平成26年10月作成）

② 家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③ 地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) 児童会の主体的な活動の推進

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、各学校の児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

また、「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。

児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守等、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。

児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、児童の自主的な企画、運営による様々な活動を促進する。さらに、定期的実施している地域ごとの話し合いでの情報を、学校全体の情報とし共有し、問題点については、主体的に関わり改善に努めていく意識の高い5・6年生リーダーの育成に努める。

(5) 教員等の資質能力の向上

① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援を行う。その中で、児童達の間人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修の機会を設定し、教職員の資質向上に取り組む。

② 特別支援教育，生徒指導に係る研修会や講座の実施

通常学級に在籍し，学習障がいや注意欠陥多動性障がい，あるいは自閉症スペクトラム障がいと思われる児童の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により，人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが，いじめ等の問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあつて，児童に対する適切な対応や支援・指導が必要であり，それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。そのため本校では，職員研修の場を計画的に設定し，児童理解のための研修の場づくりに努めていく。

(6) P T A組織を生かした取り組みの推進

① 学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは，家庭内はもとより，地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり，きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また，保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め，得られた情報は速やかに学校に伝達するなど，保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

② 家庭教育での取り組み

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり，家庭教育の中で児童の規範意識を養い，いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して，教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

③ 学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組

各学校において，P T Aや関係機関と連携の上，携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど，インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか，家庭におけるルールづくりの取組の重要性など，保護者への啓発の推進に努める。

2 早期発見への取り組み

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，アンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，危機感を持っていじめを認知するよう努める。

② 定期的なアンケート調査や個別面接の実施，また，日常の観察による声かけを実施し，個別の状況把握に努める。

ア) いじめアンケート(6月・11月：教育委員会への報告アンケート)の実施

イ) 子どもの心の相談日の実施(アンケートや面談のない月に実施)

ウ) 毎週の職員打合せ後に「教育相談」の開催

エ) 学校評価アンケートの実施など

③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，さらに保護者面談や家庭訪問の機会を活用して情報収集に努める。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する
- ③ 児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。(民生児童委員との懇談会や上記アンケートや「子どもの心の相談日」等の報告内容を活かした相談体制づくりなど)

3 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく市教委や関係機関と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、市教育委員会と相談して、外部専門家等からの協力も得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ② しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて市教育委員会と相談しながら外部専門家等の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については十分に市教育委員会と協議をする。
- (5) 集団へのはたらきかけ
- ① 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

Ⅲ ネットいじめへの対応

1 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

(1) 教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

(2) 児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、関係機関と連携を図りながら、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。また、学級懇談会、保健だより等で積極的に理解を求めていく。

(3) 教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、積極的に研修会等への参加を奨励したり、校内研修の場を設けたりしていく。

2 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握したり、学級懇談会等での話題にしたりして、家庭におけるインターネットの利用のルールづくりを行う等の意識化を図っていく。また、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合ったり、ペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう危機意識を高めたりしていく。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取り組み

① 「小学生だからまだ大丈夫」とはいえない時代！

「ネット上のいじめ」のサインをしっかりとキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかりと把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力する必要がある。担任は、常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

② 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネットを利用して児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

IV 重大事態への対応（下記「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。）

1 調査組織の設置と調査の実施

(1) いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対応、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

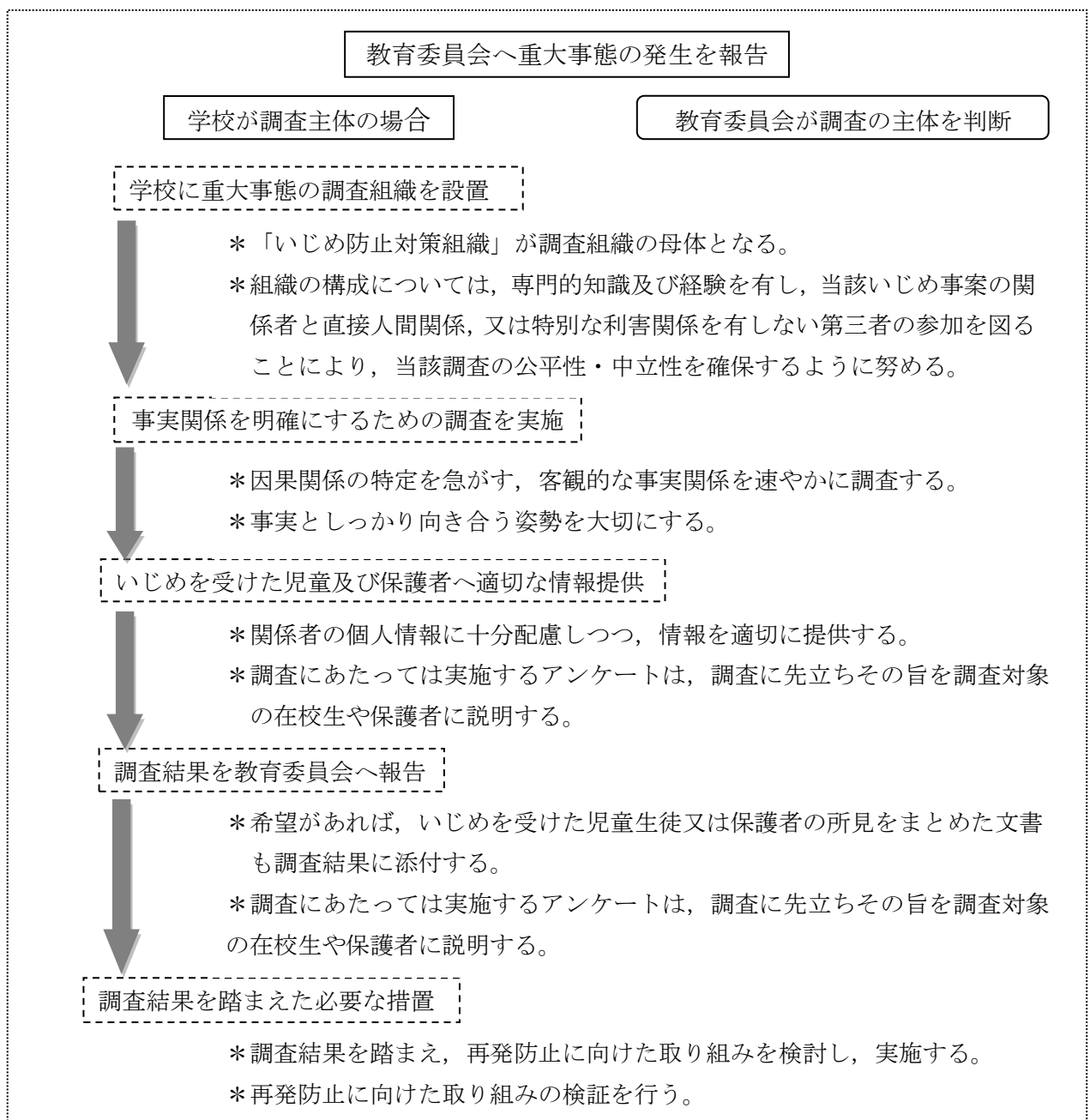
(2) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

(3) 組織の構成

※ 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、鶴岡市教育委員会「いじめ防止対策チーム」の支援・協力を得る。（調査組織の構成員については市教育委員会の指示を仰ぐ。）

※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

【重大事態の対応フロー図】



V 学校の取り組みに対する検証・見直し

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
--	----------------	---------	---------	------------

- 1 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

◇ 渡前小学校のいじめ防止関係活動 年間計画（別紙）

（別紙一覧の中にある *注釈）

- * 1 毎週火曜日の放課後を原則に、「教育相談」として、全学級の担任が学級の様子や出来事、気になる子どもの様子を報告して、全教員で児童理解に努め、問題の早期発見・早期対応に活かしている。
- * 2 保護者面談（全員・希望）、保護者会、いじめアンケートのない月初めに児童と保護者が学校生活について話し合う時間（子どもの心の相談日）を設定し、そこでの成果や課題が出された場合は指定用紙にて学校に報告して、学校と保護者が情報共有を図りながら課題の解決をはかる日を設定。
- * 3 市教育委員会から報告を求められているアンケートであるが、その出された内容については教頭が取りまとめ、全職員で情報共有のための研修会を実施して課題の解決をはかる。
- * 4 歯の健康や性教育等で体を扱う場合、体の仕組みや素晴らしさ、不思議な点を取り上げていくことで「命の大切さ」に気づかせる。

- 2 いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

- (1) 教職員の達成目標は、学校評価のいじめ対応に関する項目（生徒指導①, ②）自己評価（4, 3）90%以上とする。
- (2) 保護者の達成目標は、学校評価のいじめ対応に関する項目（質問6）評価（4, 3）90%以上とする。
- (3) 『思いやりの心を育む活動』を児童会主体で考え、可能であれば実行に移す。

- 3 教員評価の取り組みにいじめも含む児童理解の内容を掲げ、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価する。また、学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるか確認して、教員の意識の向上に努めていく。

V その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回程度計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針ダイジェスト版」を4月の保護者総会で配布し、学校HPに掲載する。
「学校いじめ防止基本方針」は、年度末に学校評価を受けて見直しを図る。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 年間10回行われる職員会議で、生徒指導に関する情報交換やいじめに関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。
- (5) 毎週火曜日の放課後を原則に、「教育相談」として、全学級の担任が学級の様子や出来事、気になる子どもの様子を報告して、全教員で児童理解に努め、問題の早期発見・早期対応に活かす。

4月	P	○「渡前小いじめ防止基本方針」の確認と本年度目標の決定（職員会議） ○いじめ防止基本方針を学校HPへ掲載	○校内特別支援委員会① ○学級開き ○教育相談体制等の保護者への周知 *4 保健指導(心身の成長)	○身体測定 ○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○学校関係者への周知	○PTA総会・役員会① ・いじめ防止基本方針の説明 ○同窓会総会 ○授業参観①学級懇談会
5月	D	○教職員評価でいじめに関わる各自の目標設定		○Q-Uテスト実施① ○保護者面談(新担任全児童・持ち上がり希望者)	○児童引き渡し訓練 ○保護者面談 ○PTA 早朝作業
6月		○職員研修(いじめアンケート調査集計から)	*4 P T A 親子講演会	○いじめアンケート① *3	○市民運動会 ○土曜参観 (授業参観②講演会)
7月	C	○職員研修(Q-Uを活かした学級経営等)		○保護者面談(希望者)	○地域子供会・懇談会 ○海浜学校 ○保護者面談(希望者)
8月	A		○校内特別支援委員会②	○夏休み後のアンケート	
9月	P			○前期保護者会	○前期保護者会 (通知表配付)
10月	D		○学習発表会	*2 子どもの心の相談日 ○Q-Uテスト実施②	○PTA 早朝作業 ○学習発表会
11月	C		○校内特別支援委員会③	○いじめアンケート② *3	○PTA役員会② ○家族参観日(授業参観③) ○学校保健委員会
12月		○教員評価面談	○赤い羽根共同募金	○保護者面談(希望)	○学校評価アンケート ○保護者面談(希望)
1月	A	○学校評価→検証	○校内特別支援委員会③	○冬休み後のアンケート	
2月	P	○自己評価	○校内特別支援委員会④	*2 子どもの心の相談日 ○後期保護者会	○授業参観④(学級懇談会) ○民生児童委員との懇談会 ○PTA役員会③
3月		○学校評価からの見直し			○後期保護者会 (通知表配付)
通年		*1 毎週火曜日の放課後を原則に、「教育相談」として情報交換と共通理解・対応策の検討	○校長講話 ○道徳・体験活動の充実 ○授業の中での生徒指導 *4 保健活動と指導の充実	○日常の健康観察 ○連絡帳による連携 ○SCによる相談 ○日々の情報収集	○あいさつ運動(常時) ○飼育・栽培活動を通じたいのちの教育(地域人材活用) ○クラブ ○PTA事業との連携
○学校運営協議会・地域学校協働活動との連携					

〈渡前小学校のいじめ防止関係活動 年間計画〉